

第14号議案

平成30年度愛知県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度愛知県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		精 神 医 療 セ ン タ ー	小 児 保 健 医 療 総 合 セ ン タ ー	計
	中 央 病 院	愛 知 病 院			
入 院	150,015 ^人	54,385 ^人	81,395 ^人	56,210 ^人	342,005 ^人
外 来	148,840	61,000	59,292	102,480	371,612

2 一日平均患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		精 神 医 療 セ ン タ ー	小 児 保 健 医 療 総 合 セ ン タ ー	計
	中 央 病 院	愛 知 病 院			
入 院	411 ^人	149 ^人	223 ^人	154 ^人	937 ^人
外 来	610	250	243	420	1,523

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 748,662千円

(2) 資産購入 1,971,643千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	43,776,239千円
第1項 医療収益	36,258,182千円
第2項 医療外収益	7,518,057千円
支 出	
第1款 病院事業費	43,939,469千円
第1項 医療費用	43,371,871千円
第2項 医療外費用	557,598千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,610,180千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,529,288千円
第1項 企業債	1,724,100千円
第2項 他会計負担金	1,779,687千円
第3項 雑収入	25,501千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,139,468千円
第1項 建設改良費	748,662千円
第2項 資産購入費	1,971,643千円

第3項 企業債償還金 2,419,163千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起債の目的 | 建設改良費及び資産購入費 |
| 2 限度額 | 1,724,100千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|--------------|
| 1 職員給与費 | 18,949,110千円 |
| 2 交際費 | 48千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、20,765千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、13,200,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	磁 気 共 鳴 断 層 撮 影 装 置	二 式

平成30年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀章

第15号議案

平成30年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 420,000,000m³

3 一日平均給水量 1,150,684m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	1,550,955千円
(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	6,260,350千円
(3) 施設改良事業		事業費	7,176,681千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	34,685,923千円
第1項 営業	収	益	31,036,620千円
第2項 営業外	収	益	3,649,303千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	32,394,170千円
第1項 営業	費	用	27,585,717千円
第2項 営業外	費	用	4,805,453千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,618,775千円は、当年度分損益勘定留保資金10,032,178千円、過年度分留保資金5,263,597千円及び減債積立金3,323,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 11,104,503千円

第1項 企業債 6,659,000千円

第2項 国庫支出金 266,620千円

第3項 工事負担金 268,074千円

第4項 受託事業収入 277千円

第5項 他会計出資金 2,411,083千円

第6項 他会計貸付金償還金 617,167千円

第7項 他会計補助金 882,280千円

第8項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 29,723,278千円

第1項 建設改良費 17,163,178千円

第2項 建設利息 194,871千円

第3項 償還金 12,360,229千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
筏川取水場及び弥富ポンプ場維持管理業務委託	平成31年度から 平成33年度まで	140,877千円
幸田浄水場始め2浄水場運転管理業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	736,825千円
海部広域調整池建設工事	平成31年度	64,573千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成31年度	176,590千円
犬山浄水場濃縮槽機械設備改良工事	平成31年度	131,137千円
西春線送水管布設工事	平成31年度	140,000千円
尾張東部浄水場始め2浄水場耐震補強工事	平成31年度	108,625千円
筏川取水場電気設備改良工事	平成31年度	1,067,520千円
上野浄水場電気設備改良工事	平成31年度	137,807千円
知多浄水場浄水池改良工事	平成31年度から 平成33年度まで	1,066,781千円
知多浄水場ポンプ設備改良工事	平成31年度から 平成33年度まで	2,333,720千円
豊田浄水場ろ過池電気設備改良工事	平成31年度	117,235千円
知立線耐震化送水管布設工事	平成31年度	20,801千円

高浜知立連絡線送水管布設工事	平成31年度	155,127千円
----------------	--------	-----------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 6,659,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 2,692,093千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,031,773千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,034,000千円と定める。

平成30年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀章

第16号議案

平成30年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 368か所
- 2 年間総給水量 435,502,920m³
- 3 一日平均給水量 1,193,159m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 東三河工業用水道第2期事業	豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	231,700千円
(2) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	301,927千円
(3) 施設改良事業		事業費	5,436,440千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	15,611,410千円
第1項 営業	収	益	13,638,806千円
第2項 営業外	収	益	1,972,604千円
	支	出	
第1款 事業	支	費	13,475,652千円
第1項 営業	支	費用	11,931,076千円
第2項 営業外	支	費用	1,541,576千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,391,049千円は、当年度分損益勘定留保資金4,520,941千円、過年度分留保資金1,758,108千円、減債積立金3,133,000千円及び建設改良積立金1,979,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		3,283,436千円
第1項 企業債		1,663,000千円
第2項 国庫支出金		420,600千円
第3項 工事負担金		111,310千円
第4項 他会計出資金		908,107千円
第5項 他会計借入金		180,417千円
第6項 雑収入		2千円
支 出		
第1款 資本的支出		14,674,485千円
第1項 建設改良費		6,202,378千円
第2項 建設利息		15,854千円
第3項 償還金		8,451,253千円
第4項 予備費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
安城浄水場運転管理業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	355,991千円
豊橋臨海第3幹線配水管布設工事	平成31年度	497,100千円
佐布里池耐震補強工事	平成31年度から 平成32年度まで	1,490,000千円
上野浄水場電気設備改良工事	平成31年度	50,260千円
尾張東部浄水場導水ポンプ設備改良工事	平成31年度	25,346千円
九号地線配水管改良工事	平成31年度	204,920千円
安城浄水場配水ポンプ設備改良工事	平成31年度から 平成33年度まで	697,000千円
第2北部幹線配水管布設工事	平成31年度から 平成33年度まで	2,223,741千円
幸田長嶺ポンプ場設備改良工事	平成31年度	175,506千円
第2稗田川水管橋配水管移設工事	平成31年度	40,079千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 豊川用水2期関連事業費及び施設費
- 2 限度額 1,663,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行

4 利 率 9.0%以内

5 償 還 の 方 法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費 874,318千円

2 交 際 費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、432,294千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、99,000千円と定める。

平成30年2月20日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第17号議案

平成30年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	137,100㎡
2 買収宅地	400,000㎡
3 宅地造成	124,300㎡

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	収益	5,584,847千円
第1項 営業	収益	5,472,506千円
第2項 営業外	収益	112,341千円
支 出		
第1款 事業	費用	4,555,492千円
第1項 営業	費用	3,685,199千円
第2項 営業外	費用	867,293千円
第3項 予備	費用	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,493,269千円は、過年度分留保

資金で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		21,200,891千円
第1項 企 業 債		6,920,000千円
第2項 宅 地 売 却 前 受 金		14,272,319千円
第3項 雑 収 入		8,572千円
	支 出	
第1款 資 本 的 支 出		24,694,160千円
第1項 宅 地 造 成 費		24,602,613千円
第2項 建 設 利 息		86,547千円
第3項 予 備 費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成31年度	72,500千円
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成31年度から 平成33年度まで	423,200千円
豊田・岡崎地区道路築造工事	平成31年度から 平成32年度まで	1,145,000千円
安城榎前地区造成工事	平成31年度から 平成32年度まで	1,180,000千円
豊橋三弥地区造成工事	平成31年度から 平成33年度まで	1,950,000千円

空港島地域開発用地造成工事

平成31年度

546,168千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 6,920,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 1,031,603千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	400,000m ²

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	101,000m ²	売 却
	公 共 用 地	24,300m ²	譲 与
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	3か所	譲 与

平成30年2月20日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章